

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2020年12月25日

【発行者の名称】

コンピュータマインド株式会社
(Computer Mind Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役執行役員社長 竹内 次郎

【本店の所在の場所】

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号

【電話番号】

(044)856-9922 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役執行役員 東 時生

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

コンピュータマインド株式会社

<https://www.cmind.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさ

せないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。) について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期中	第43期中	第44期中	第42期	第43期
会計期間	自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日
売上高 (千円)	172,288	223,857	133,369	443,215	424,584
経常損失 (△) (千円)	△23,184	△10,931	△15,442	△13,600	△16,800
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	△19,084	5,892	△16,843	△14,330	△2,511
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△18,848	5,885	△16,067	△14,231	△2,919
純資産額 (千円)	115,984	121,657	96,784	119,351	112,852
総資産額 (千円)	615,378	366,334	270,184	622,103	320,226
1株当たり純資産額 (円)	257.74	271.86	216.28	266.71	252.18
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	8.00	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額(△) (円)	△42.41	13.17	△37.64	△31.93	△5.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.8	33.2	35.8	19.2	35.2
自己資本利益率 (%)	△14.9	4.9	△16.1	△11.1	△2.2
株価収益率 (倍)	—	38.0	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,610	35,448	△12,378	△52,716	37,750
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△53,367	282,495	△2,276	△60,078	265,750
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△240	△284,120	64,546	△7,179	△305,306
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	97,263	113,331	127,592	79,506	77,701
従業員数 (人)	28	26	22	27	26
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(12)	(8)	(13)	(12)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第42期及び第43期、第42期中、第44期中の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間(当期)純損失が計上されているため記載して

おりません。

4. 第42期及び第43期の配当性向については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、第43期は無配のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2020年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
IT関連事業	21（7）
先端技術活用事業	－（1）
全社（共通）	1（－）
合計	22（8）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22（8）	41.7	9.3	4,661

セグメントの名称	従業員数（人）
IT関連事業	21（7）
先端技術活用事業	－（1）
全社（共通）	1（－）
合計	22（8）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に悪化し、厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言解除後は経済活動の再開に伴い景気の持ち直しの動きも見られますが、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客企業のIT投資計画の見直しや凍結、先送りが進められ、その結果IT市場にマイナス効果を及ぼす一方、在宅勤務者が増加し、テレワークを始めとした働き方改革が浸透し、これに対応するソリューションへの需要は高まってきております。

当社グループにおいては感染拡大の予防、テレワーク、事務所の統合等、一層の経費削減に取り組みました。しかしながらこれら諸施策実施の効果はまだ限定的であり、厳しい経営環境が継続しています。

このような経営環境下において、IT関連事業セグメントにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関連した案件の先送り、パソコン教室の休業等の影響もあり、売上高128,768千円（前年同期比25.1%減）となり、セグメント利益は27,433千円（前年同期比23.6%減）となりました。

先端技術活用事業セグメントにおいては、再生可能エネルギー業務は新たな業務を進める準備の為、売上を上げることができませんでした。また新型コロナウイルス感染症の影響による実証実験業務の休業及び緊急事態宣言による営業活動が制限された影響もあり、当初の見込みを達成することができず、売上高4,601千円（前年同期比91.1%減）、セグメント損失6,893千円（前年同期はセグメント損失4,610千円）となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績につきましては、売上高133,369千円（前年同期比40.4%減）、営業損失16,914千円（前年同期は営業損失8,692千円）、経常損失15,442千円（前年同期は経常損失10,931千円）、親会社株主に帰属する中間純損失16,843千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益5,892千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は127,592千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少額97,930千円等の資金増加原因があったものの、仕入債務の減少額66,900千円、未払消費税等の減少額25,255千円、税金等調整前中間純損失16,117千円等の資金減少要因により、12,378千円の資金減少（前期は、35,448千円の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、その他支出2,276千円により、2,276千円の資金減少（前期は、282,495千円の増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金による収入90,000千円の資金増加要因等により、64,546千円の資金増加（前期は、284,120千円の減少）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業	125,981	75.9	—	—
先端技術活用事業	5	0.0	—	—
合計	125,987	65.3	—	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業	128,768	74.9
先端技術活用事業	4,601	8.9
合計	133,369	59.6

(注) 1. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)		当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NEC ソリューションイノベータ㈱	82,009	36.6	54,428	40.8
日本電気㈱	48,957	21.9	31,754	23.8
㈱E-Light	27,068	12.1	—	—

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しており、以下（１）に記載しております。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下（２）に記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

（１）継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当中間連結会計期間において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことから、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、柱であるIT関連事業において、比較的景気変動の受けにくいシステム運用業務の安定的な受注確保やシステム開発業務における顧客とのIT投資計画の共有化等に伴う安定的な受注確保による売上維持・拡大及びテレワークの推進による事務所の縮小など、より一層の大幅な経費削減の実行による収益性向上に取り組んでまいります。

これらの対策を継続して実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

（２）J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券㈱を2015年3月30日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、2015年3月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser 契約(以下「当該契約」という)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)はJ-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の

原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議

又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は185,928千円で、前連結会計年度末に比べ46,765千円減少しております。これは、現金及び預金の増加49,890千円、売掛金の減少97,930千円等が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は84,139千円で、前連結会計年度末に比べて3,238千円減少しております。これは、減価償却費の計上4,295千円等が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は95,231千円で、前連結会計年度末に比べて66,332千円減少しております。これは、買掛金の減少66,900千円、その他（主に、未払消費税等）の減少25,206千円、1年内返済予定の長期借入金の増加29,009千円等が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は78,167千円で、前連結会計年度末に比べて32,357千円増加しております。これは、長期借入金の増加35,537千円等が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は96,784千円で、前連結会計年度末に比べて16,067千円減少しております。これは、親会社株主に帰属する中間純損失の計上に伴う利益剰余金の減少16,843千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 継続企業の前提に関する事象等を解消するための対策等

「4【事業等のリスク】（1）継続企業の前提に関する重要事象等」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2020年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年4月1日～ 2020年9月30日	—	450,000	—	35,000	—	15,000

(6)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
竹内 次郎	川崎市中原区	289,500	64.7
松澤 献一	東京都世田谷区	36,000	8.0
東 時生	沖縄県那覇市	30,000	6.7
小木曾 有夏	東京都杉並区	24,000	5.4
黒木 誠	川崎市中原区	20,000	4.5
株式会社E-Light	大阪市浪速区大国一丁目11番8号	11,100	2.5
竹内 節子	川崎市中原区	5,000	1.1
飯塚 紀夫	福井県福井市	2,000	0.4
井上 健志	埼玉県草加市	2,000	0.4
小林 朋寿	埼玉県飯能市	2,000	0.4
計	—	421,600	94.2

(注1) 上記のほか当社所有の自己株式2,500株があります。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除計算しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 447,500	4,475	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	450,000	—	—
総株主の議決権	—	4,475	—

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) コンピュータマインド株式会社	川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号	2,500	—	2,500	0.6
計	—	2,500	—	2,500	0.6

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	—	—	—	—	412	—
最低 (円)	—	—	—	—	412	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,701	147,592
売掛金	131,315	33,384
その他	4,462	5,151
貸倒引当金	△785	△200
流動資産合計	232,694	185,928
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,698	7,698
機械装置及び運搬具	32,060	32,060
その他	3,097	3,097
減価償却累計額	△29,475	△34,409
有形固定資産合計	13,381	8,447
無形固定資産		
のれん	16,657	15,342
その他	1,247	1,153
無形固定資産合計	17,904	16,495
投資その他の資産		
投資有価証券	4,340	5,168
保険積立金	35,120	37,270
その他	16,630	16,756
投資その他の資産合計	56,091	59,195
固定資産合計	87,377	84,139
繰延資産		
開業費	154	116
繰延資産合計	154	116
資産合計	320,226	270,184

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,082	5,181
1年内返済予定の長期借入金	34,008	63,017
未払費用	18,472	15,797
未払法人税等	769	312
賞与引当金	5,968	3,093
資産除去債務	873	3,646
その他	29,389	4,183
流動負債合計	161,564	95,231
固定負債		
長期借入金	39,347	74,884
資産除去債務	5,560	1,914
繰延税金負債	902	1,368
固定負債合計	45,810	78,167
負債合計	207,374	173,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	64,751	47,908
自己株式	△1,250	△1,250
株主資本合計	113,501	96,658
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△649	126
その他の包括利益累計額合計	△649	126
純資産合計	112,852	96,784
負債純資産合計	320,226	270,184

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	223,857	133,369
売上原価	179,343	105,691
売上総利益	44,514	27,678
販売費及び一般管理費	※1 53,206	※1 44,592
営業損失(△)	△8,692	△16,914
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	31
助成金収入	—	2,047
その他	143	9
営業外収益合計	178	2,088
営業外費用		
支払利息	2,379	577
その他	38	38
営業外費用合計	2,417	616
経常損失(△)	△10,931	△15,442
特別利益		
事業譲渡益	※2 16,332	—
臨時休業等助成金収入	—	※3 1,820
特別利益合計	16,332	1,820
特別損失		
臨時休業等関連損失	—	※4 2,496
特別損失合計	—	2,496
税金等調整前中間純利益又は税金等調整 前中間純損失(△)	5,401	△16,117
法人税、住民税及び事業税	369	312
法人税等調整額	△860	413
法人税等合計	△490	725
中間純利益又は中間純損失(△)	5,892	△16,843
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	5,892	△16,843

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	5,892	△16,843
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6	775
その他の包括利益合計	△6	775
中間包括利益	5,885	△16,067
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,885	△16,067

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	70,842	△1,250	119,592
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,580	—	△3,580
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	5,892	—	5,892
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	2,312	—	2,312
当中間期末残高	35,000	15,000	73,155	△1,250	121,905

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△241	△241	119,351
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△3,580
親会社株主に帰属する中間純利益	—	—	5,892
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6	△6	△6
当中間期変動額合計	△6	△6	2,305
当中間期末残高	△247	△247	121,657

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	64,751	△1,250	113,501
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	△16,843	—	△16,843
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△16,843	—	△16,843
当中間期末残高	35,000	15,000	47,908	△1,250	96,658

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△649	△649	112,852
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	△16,843
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	775	775	775
当中間期変動額合計	775	775	△16,067
当中間期末残高	126	126	96,784

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	5,401	△16,117
減価償却費	13,758	4,295
のれん償却額	1,315	1,315
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△16	△585
受取利息及び受取配当金	△35	△31
支払利息	2,379	577
事業譲渡益	△16,332	-
売上債権の増減額 (△は増加)	3,089	97,930
仕入債務の増減額 (△は減少)	△628	△66,900
未払消費税等の増減額 (△は減少)	22,161	△25,255
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,501	△2,875
その他	4,976	△3,446
小計	38,569	△11,092
利息及び配当金の受取額	35	31
利息の支払額	△2,379	△577
法人税等の支払額	△777	△740
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,448	△12,378
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,000	-
事業譲渡による収入	289,259	-
その他	△1,763	△2,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	282,495	△2,276
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	30,000	90,000
長期借入金の返済による支出	△310,540	△25,454
配当金の支払額	△3,580	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△284,120	64,546
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	33,824	49,890
現金及び現金同等物の期首残高	79,506	77,701
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 113,331	※ 127,592

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

コンピュータマインドエナジー1株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～17年
機械装置及び運搬具	2年～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に対応する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

①当中間連結会計期間末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

②その他契約

工事完成基準を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産

開業費

効果の及ぶ期間（5年間）にわたり、均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。また、「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた 28,770 千円及び「流動負債」の「その他」に表示していた 1,493 千円は、「流動負債」の「資産除去債務」873 千円、「流動負債」の「その他」29,389 千円として組み替えております。

前中間連結会計期間において独立掲記していた「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	15,396千円	16,596千円
管理諸費	9,359千円	7,488千円
賞与引当金繰入額	540千円	63千円
貸倒引当金繰入額	△16千円	△585千円

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間において、主要な費目として表示しておりました「長期前払費用償却」は、重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より、主要な費目として表示しておりません。

なお、前中間連結会計期間の「長期前払費用償却」は、5,623 千円であります。

また、前中間連結会計期間において、主要な費目として表示していませんでした「貸倒引当金繰入額」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より主要な費目として表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の金額についても記載しています。

※2 事業譲渡益

前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社連結子会社のコンピュータマインドエナジー 1 株式会社における太陽光発電事業の譲渡によるものです。

※3 臨時休業等助成金収入

新型コロナウイルス感染症に対する政府及び自治体からの各種要請等を踏まえ、パソコン教室業務及び実証実験業務等において臨時休業を実施いたしました。

これに伴い、政府及び自治体から支給を受けた東京都感染拡大防止協力金及び雇用調整助成金等を臨時休業等助成金収入として、特別利益に計上しております。

※4 臨時休業等関連損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府及び自治体からの各種要請等を踏まえ、パソコン教室業務及び実証実験業務等において臨時休業を実施いたしました。

臨時休業中に発生した固定費 (人件費、減価償却費、地代家賃等) を臨時休業等関連損失として、特別損失に計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	450,000	—	—	450,000
合 計	450,000	—	—	450,000
自己株式				
普通株式	2,500	—	—	2,500
合 計	2,500	—	—	2,500

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,580	8.0	2019年3月31日	2019年6月28日

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	450,000	—	—	450,000
合 計	450,000	—	—	450,000
自己株式				
普通株式	2,500	—	—	2,500
合 計	2,500	—	—	2,500

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	133,331千円	147,592千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△20,000千円	△20,000千円
現金及び現金同等物	113,331千円	127,592千円

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	97,701	97,701	—
(2)売掛金	131,315	131,315	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	4,340	4,340	—
資産計	233,358	233,358	—
(1)買掛金	72,082	72,082	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	73,355	73,391	36
負債計	145,437	145,474	36

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	147,592	147,592	—
(2)売掛金	33,384	33,384	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	5,168	5,168	—
資産計	186,146	186,146	—
(1)買掛金	5,181	5,181	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	137,901	137,932	31
負債計	143,082	143,114	31

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	投資信託	4,340	4,990	△649
合計		4,340	4,990	△649

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託	5,168	4,990	178
合計		5,168	4,990	178

(資産除去債務関係)

本社及び沖縄オフィス、荻窪オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「先端技術活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発業務、運用支援業務、日本語資源開発業務、その他業務（パソコン教室業務等）
先端技術活用事業	再生可能エネルギー活用業務、実証実験業務、防災関連商品販売業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、中間連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	IT関連事業	先端技術活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	171,957	51,899	223,857	—	223,857
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	171,957	51,899	223,857	—	223,857
セグメント利益又は損失(△)	35,893	△4,610	31,282	△39,974	△8,692
セグメント資産	93,402	102,152	195,554	170,779	366,334
その他の項目					
減価償却費	202	13,473	13,676	82	13,758
のれんの償却額	1,315	—	1,315	—	1,315

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	I T 関連事業	先端技術活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	128,768	4,601	133,369	—	133,369
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	128,768	4,601	133,369	—	133,369
セグメント利益又は損失（△）	27,433	△6,893	20,540	△37,455	△16,914
セグメント資産	63,960	9,457	73,417	196,766	270,184
その他の項目					
減価償却費	178	3,697	3,875	419	4,295
のれんの償却額	1,315	—	1,315	—	1,315

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	82,009	I T関連事業
日本電気(株)	48,957	I T関連事業
(株)E-Light	27,068	先端技術活用事業

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	54,428	I T関連事業
日本電気(株)	31,754	I T関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	IT関連事業	先端技術活用 事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	1,315	—	—	1,315
当中間期末残高	17,972	—	—	17,972

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	IT関連事業	先端技術活用 事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	1,315	—	—	1,315
当中間期末残高	15,342	—	—	15,342

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	252円18銭	216円28銭

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	13円17銭	△37円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	5,892	△16,843
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)(千円)	5,892	△16,843
普通株式の期中平均株式数(株)	447,500	447,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月25日

コンピュータマインド株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵 ㊞
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコンピュータマインド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンピュータマインド株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。